

令和7年第10回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年10月27日(月) 午前8時57分～9時58分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薊 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 (3番 木場 由美子 委員 ・ 4番 樋ノ口 正信 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第13号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法 について
日程第2 議案第51号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について
日程第3 議案第52号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について
日程第4 議案第53号	非農地証明願(1件)について
日程第5 議案第54号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和7年第10回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきますが、事務局より農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員数12名、全員出席で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることをご報告いたします。

議長 それでは、会次第に従いまして進行してまいりたいと思います。これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員は、3番 木場由美子 委員と、4番 樋ノ口正信 委員をお願いしたいと思います。

議事に入ります。日程第1報告議案第13号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをご覧ください。日程第1報告議案第13号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は、7件14筆12,376㎡です。1番は後程10ページの5条申請で、売買をするための合意解約です。2番と3番は後程21ページの促進計画案で、新たな借人

と契約をするための合意解約です。4番から7番は、経営面積縮小のための解約です。よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、質疑に入りたいと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第1報告議案第13号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法については、通知のとおり受理することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですから、日程第1報告議案第13号については、通知のとおり受理することといたします。

次に日程第2議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件であり、4件終了後質疑に入りたいと思います。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 日程第2議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は4件です。2ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は11月に東京から転居してリモート等で仕事をしながら、申請地を耕作するそうです。譲受人の祖父は、川上出身の方ということです。調査は【正】を池田一成委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

池田一成委員 7番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。10月21日(火)午後5時30分より、譲受人の代理人である行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と私で実態調査をいたしました。譲受人は現在東京都に在住しており、11月10日に当該地に転居する予定であるとのことです。譲渡人が当該農地を耕作していた形跡があるものの、現状は未耕作の状態であり、放置すれば荒廃するものと思われます。譲受人は農業の経験がないものと思われるが、隣接する家屋を購入して家庭菜園として夫婦二人で耕作するこ

とを計画しています。農機具は耕耘機を所有します。問題はないと考えられます。皆様方のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 4ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は今までも、相対で今回の申請地を耕作しています。調査は【正】を外菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 9番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、10月21日午後1時30分より申請人代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は4、5ページになります。申請地は農用地区域外農地です。申請地取得後の営農計画は、なす、きゅうり、トマト等の季節野菜で全て自家消費になり、現在も譲受人が耕作中です。労働力は1人で、農機具は耕耘機、刈払い機、噴霧器等所有し、播種や収穫は手作業で行われます。高齢ですが、毎日作業する姿を見えています。年齢以上に若くされていて、特に問題はないと見て参りました。通作距離は自宅から750m程度です。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 6ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は農業の経験はありませんが、自宅の裏の農地を譲り受け、自家用の野菜栽培をするそうです。調査は【正】を池田善之委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告をお願いします。

池田善之委員 10番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について説明いたします。10月22日午前9時30分より代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査を実施しましたのでご報告いたしま

す。申請地は農用地区域外農地です。位置図は6、7ページを参照してください。申請地は現在申請人が自家消費野菜を栽培しており、申請地を売買にて取得して、引続き栽培をするとのことです。農作業に従事する者は1名で、農機具については管理機、草刈機等を持っておられます。自宅からの通作距離は10mです。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に、No.4について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 8ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。申請地を譲り受けて、自家用の野菜栽培をするそうです。3年以上必ず耕作をしていただけるようにと念押しをしてあります。調査は【正】を久木山委員、【副】を池田善之委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 6番久木山です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について、10月22日（水）午前9時に、行政書士と、池田委員と3名で調査しました。場所は8ページ、9ページを参照してください。現在譲渡人がからいも等を作付けされていますが、高齢のため譲受人が購入して大根、白菜、人参等の自家消費野菜を栽培したいとのことです。申請地は農用地区域外農地であります。自宅からの距離は0.6kmで時間は1分です。また、農機具は管理機、草払機を保有されていて、調査したところ何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局及び調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。まず、No.1について何かご質問はございませんか。

池田一成委員 すみません、若干補足しますと、先程事務局の方から川上の祖父ということでしたが、湊町です、修正をしてください。

議長 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.4について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは質疑がないようですので、日程第2議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請4件については、申請のとおり許可することをご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第2議案第51号については、申請のとおり許可することとします。

次に、日程第3議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件でありますので、2件終了後質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第3議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。10ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。また、申請は夫婦2名での申請で、持分が1/2ずつとなっております。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を上迫田委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

上迫田委員 8番上迫田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、10月21日午前9時より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、野元委員と調査を実施しました。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域です。位置図は10～11ページを参照してくだ

さい。転用の目的は、譲受人は現在借家住まいで、申請地を取得し自己の住宅を建築したいとのことです。5条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の東側は市道、西側は宅地、南側は宅地、北側市道です。玄関と駐車場は東側に設置し、土留め工事を行い、道路との境界には擁壁を設けます。建築期間は11月から令和8年6月の予定です。用水は公共上水道、雨水は東側と北側の水路放流、汚水等生活雑排水は下水道に流すとのことです。何ら問題はないと思います。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。次にNo.2について、事務局の説明をお願いします。

原田主査 No.2についてご説明いたします。12ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします

議長 現地調査の報告をお願いします。

西委員 1番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について調査報告いたします。10月22日午後1時半より、行政書士立会いのもと、木場委員と調査を実施しました。資料の12～13ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域です。現在借家住まいで手狭であるため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいための申請です。北と東側は道路、西は宅地、南は宅地と畑ですが、隣接する畑は管理されておらず、草が茂っていました。被害防除計画として、緑地と緩衝地を設けます。用・排水計画として、公共上水道、雨水排水は溜枡にて水路放流、汚水雑排水は合併浄化槽で処理します。資金調達については銀行融資を計画しています。備考欄に添付書類が記載されています。許可後すぐに着工したいとのことです。私共としては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局及び調査委員の説明が終わりましたが、質疑に入りたいと思います。まず、No.1から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.2について、何かご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第3議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、日程第3議案第52号については、申請のとおり許可することといたします。

次に日程第4議案第53号非農地証明願1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第4議案第53号非農地証明願1件についてであります。14ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらはまだ違反転用と判断されていない土地で、農業委員会総会での審議が必要となります。本件申請地は平成元年に、申請人の父である亡〇〇氏が、農地法の手続きを知らず車庫を建築し、現在まで隣地の宅地と一体的に建物敷地や駐車場として利用しております。調査委員は【正】を野元委員、【副】を上迫田委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

野元委員 2番野元です。日程第4議案第53号非農地証明願について、10月21日(火)午前9時25分より、代理人の行政書士立会いのもと、上迫田委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は14～15ページになり、第3種農地、第1種住居地域内にある農地です。申請人の亡くなったお父さんが、昭和63年に隣接する野元〇〇番に一般住宅を建築され、翌年に申請地の野元〇〇番に車庫を建築、建物の敷地や駐車場として利用され、現在に至っているとのことです。令和7年1月に申請人他2名で相続され、その後売却することになり、申請地の地目が農地のままと判明したものです。今後、農地としての利用はできないと思われませんが、皆様方のご審議をよろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局及び調査員の説明が終わりま

したが、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第4議案第53号非農地証明願1件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第4議案第53号については、申請のとおり非農地証明を発行することといたします。

次に日程第5議案第54号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

16～21ページをご覧ください。日程第5議案第54号令和7年12月31日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。1番から46番は、今まで相対で耕作していました羽島地区の貸借申請です。47番と48番は、先程2ページで合意解約のご審議をいただきました農地です。52件、63筆41,546㎡で、全て新規の契約です。よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これから質疑に入りたいと思います。何かご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第5議案第54号令和7年12月31日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、原案のとおり決定することでご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第5議案第54号については、原案のとおり

り決定することとします。〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員着席後)

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____